

議案第 6 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別記のように定める。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

京丹後市長 中山 泰

提案理由

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号）が公布され、令和 7 年 6 月 1 日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものである。

(別記)

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(京丹後市消防団条例の一部改正)

第1条 京丹後市消防団条例(平成16年京丹後市条例第219号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(京丹後市表彰条例の一部改正)

第2条 京丹後市表彰条例(平成16年京丹後市条例第241号)の一部を次のように改正する。

第16条第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(京丹後市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第3条 京丹後市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成17年京丹後市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第15条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(京丹後市暴力団排除条例の一部改正)

第4条 京丹後市暴力団排除条例(平成24年京丹後市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(京丹後市行政不服審査会条例の一部改正)

第5条 京丹後市行政不服審査会条例(平成28年京丹後市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第11条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(京丹後市行政不服審査調査員の任用等に関する条例の一部改正)

第6条 京丹後市行政不服審査調査員の任用等に関する条例(平成28年京丹後市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第4条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(京丹後市個人情報保護に関する法律施行条例の一部改正)

第7条 京丹後市個人情報保護に関する法律施行条例(令和5年京丹後市条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則第3条第4項及び第5項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

京丹後市消防団条例(平成16年京丹後市条例第219号)新旧対照表【第1条関係】

現行	改正案
<p>京丹後市消防団条例</p> <p>平成16年4月1日 条例第219号</p> <p>第1条～第4条 (略) (欠格事項)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>第5条の2～第20条 (略)</p> <p>別表第1・別表第2 (略)</p>	<p>京丹後市消防団条例</p> <p>平成16年4月1日 条例第219号</p> <p>第1条～第4条 (略) (欠格事項)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>第5条の2～第20条 (略)</p> <p>別表第1・別表第2 (略)</p> <p><u>附 則</u> (施行期日)</p> <p>1 <u>この条例は、令和7年6月1日から施行する。</u> (人の資格に関する経過措置)</p> <p>2 <u>拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は、無期の禁錮(刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。)第13条に規定する禁錮をいう。以下同じ。)に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期の禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留(旧刑法第16条に規定する拘留をいう。)に処せられた者とみなす。</u></p>

京丹後市表彰条例(平成16年京丹後市条例第241号)新旧対照表【第2条関係】

現行	改正案
<p>京丹後市表彰条例</p> <p>平成16年7月7日 条例第241号</p> <p>第1条～第15条 (略) (礼遇の廃止)</p> <p>第16条 自治功労者が次の各号のいずれかの者に該当した場合は、第14条の礼遇を廃止する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>第17条～第19条 (略)</p>	<p>京丹後市表彰条例</p> <p>平成16年7月7日 条例第241号</p> <p>第1条～第15条 (略) (礼遇の廃止)</p> <p>第16条 自治功労者が次の各号のいずれかの者に該当した場合は、第14条の礼遇を廃止する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>第17条～第19条 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和7年6月1日から施行する。</u></p> <p><u>(人の資格に関する経過措置)</u></p> <p>2 <u>拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は、無期の禁錮(刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。)第13条に規定する禁錮をいう。以下同じ。)に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期の禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留(旧刑法第16条に規定する拘留をいう。)に処せられた者とみなす。</u></p>

京丹後市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成17年京丹後市条例第12号)新旧対照表【第3条関係】

現行	改正案
<p>京丹後市情報公開・個人情報保護審査会条例</p> <p>平成17年3月30日 条例第12号</p> <p>第1条～第14条 (略) (罰則)</p> <p>第15条 第3条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>京丹後市情報公開・個人情報保護審査会条例</p> <p>平成17年3月30日 条例第12号</p> <p>第1条～第14条 (略) (罰則)</p> <p>第15条 第3条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p><u>附 則</u> (施行期日)</p> <p>1 <u>この条例は、令和7年6月1日から施行する。</u> (罰則の適用等に関する経過措置)</p> <p>2 <u>この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。</u></p> <p>3 <u>この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(有期のものに限る。以下「懲役」という。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(有期のものに限る。以下「禁錮」という。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。</u></p>

京丹後市暴力団排除条例(平成24年京丹後市条例第39号)新旧対照表【第4条関係】

現行	改正案
<p>京丹後市暴力団排除条例</p> <p style="text-align: right;">平成24年10月5日 条例第39号</p> <p>第1条～第19条 (略)</p> <p>第6章 罰則 (罰則)</p> <p>第20条 第11条第5項の誓約書に虚偽の記載をして提出した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第21条 (略)</p>	<p>京丹後市暴力団排除条例</p> <p style="text-align: right;">平成24年10月5日 条例第39号</p> <p>第1条～第19条 (略)</p> <p>第6章 罰則 (罰則)</p> <p>第20条 第11条第5項の誓約書に虚偽の記載をして提出した者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第21条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和7年6月1日から施行する。</u> (罰則の適用等に関する経過措置)</p> <p>2 <u>この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。</u></p> <p>3 <u>この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(有期のものに限る。以下「懲役」という。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(有期のものに限る。以下「禁錮」という。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。</u></p>

京丹後市行政不服審査会条例(平成28年京丹後市条例第19号)新旧対照表【第5条関係】

現行	改正案
<p>京丹後市行政不服審査会条例</p> <p style="text-align: right;">平成28年3月25日 条例第19号</p> <p>第1条～第10条 (略) (罰則)</p> <p>第11条 第4条第1項(第6条第4項において準用する場合を含む。)の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>京丹後市行政不服審査会条例</p> <p style="text-align: right;">平成28年3月25日 条例第19号</p> <p>第1条～第10条 (略) (罰則)</p> <p>第11条 第4条第1項(第6条第4項において準用する場合を含む。)の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u> (施行期日)</p> <p>1 <u>この条例は、令和7年6月1日から施行する。</u> (罰則の適用等に関する経過措置)</p> <p>2 <u>この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。</u></p> <p>3 <u>この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(有期のものに限る。以下「懲役」という。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(有期のものに限る。以下「禁錮」という。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。</u></p>

京丹後市行政不服審査調査員の任用等に関する条例(平成28年京丹後市条例第20号)新旧対照表【第6条関係】

現行	改正案
<p>京丹後市行政不服審査調査員の任用等に関する条例 平成28年3月25日 条例第20号</p> <p>(趣旨) 第1条～第3条 (略)</p> <p>(罰則) 第4条 前条第1項又は第2項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は3万円以下の罰金に処する。</p>	<p>京丹後市行政不服審査調査員の任用等に関する条例 平成28年3月25日 条例第20号</p> <p>(趣旨) 第1条～第3条 (略)</p> <p>(罰則) 第4条 前条第1項又は第2項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は3万円以下の罰金に処する。</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和7年6月1日から施行する。</u></p> <p><u>(罰則の適用等に関する経過措置)</u></p> <p>2 <u>この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。</u></p> <p>3 <u>この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(有期のものに限る。以下「懲役」という。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(有期のものに限る。以下「禁錮」という。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。</u></p>

京丹後市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年京丹後市条例第2号)新旧対照表【第7条関係】

現行	改正案
<p>京丹後市個人情報の保護に関する法律施行条例 令和5年2月27日 条例第2号</p> <p>本則 (略) 附 則 第1条～第2条 (略) (京丹後市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置) 第3条 (略) 2・3 (略)</p> <p>4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された公文書(京丹後市情報公開条例(平成16年京丹後市条例第7号)第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。)であって、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により、特定の旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報(以下「旧保有個人情報」という。)を検索することができるように体系的に構成されたもの(その全部若しくは一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者</p> <p>(2) 第1項第2号に掲げる者</p> <p>(3) 第1項第3号に掲げる者</p> <p>5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た公文書に記録された旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>6 (略)</p>	<p>京丹後市個人情報の保護に関する法律施行条例 令和5年2月27日 条例第2号</p> <p>本則 (略) 附 則 第1条～第2条 (略) (京丹後市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置) 第3条 (略) 2・3 (略)</p> <p>4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された公文書(京丹後市情報公開条例(平成16年京丹後市条例第7号)第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。)であって、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により、特定の旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報(以下「旧保有個人情報」という。)を検索することができるように体系的に構成されたもの(その全部若しくは一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者</p> <p>(2) 第1項第2号に掲げる者</p> <p>(3) 第1項第3号に掲げる者</p> <p>5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た公文書に記録された旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>6 (略)</p>

現行	改正案
<p>第4条～第6条 (略)</p>	<p>第4条～第6条 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和7年6月1日から施行する。</u> <u>(罰則の適用等に関する経過措置)</u></p> <p>2 <u>この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。</u></p> <p>3 <u>この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(有期のものに限る。以下「懲役」という。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(有期のものに限る。以下「禁錮」という。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。</u></p>